

○国土交通告示第五百八十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三十五条第二号（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、品質保持に必要な技術的生産条件に係る技術的基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

品質保持に必要な技術的生産条件に係る技術的基準を定める件の一部を改正する告示

品質保持に必要な技術的生産条件に係る技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千六百五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の日前にされた住宅の品質確保の促進等に関する法律第三十三条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る認証の基準については、なお従前の例による。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年国土交通省令第三十八号）附則第二項の規定により申請をした者の当該申請に係る認証の基準については、この告示による改正後の品質保持に必要な技術的生産条件に係る技術的基準を定める件第一項第五号の規定を適用する。